

令和 8 年

長岡市教育委員会
5 月定例会

議 案

議案第 35 号

附属機関委員の委嘱について

教育委員会の附属機関委員を別紙のとおり委嘱する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

○長岡市公立学校通学区域審議会委員

(委嘱期間：令和8年5月26日から令和9年9月30日まで)

推薦区分	氏 名	所属団体等	区分
中学校区 推薦	ほ か り 穂 刈 ひでつぐ 英 嗣	岡南中学校後援会長	新任
学識経験者	くりばやし 栗 林 かずひろ 和 弘	長岡市三島郡小学校長会・脇野町小学校長	新任

議案第 36 号

補正予算の要求について

令和 8 年 6 月補正予算を別紙のとおり要求する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

令和 8 年 6 月 補正予算見積総括表

債務負担行為

(単位：千円)

課 名	事 項	期 間	限 度 額	説 明
学務課	(教育費・教育総務費・保健給食費) 学校給食調理業務委託料	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	900,000	市立学校14校（小学校：9校、中学校：5校）の給食調理業務を複数年にわたり契約するため、債務負担行為を設定するもの (限度額の積算基礎) 令和 9 年度 300,000,000円 令和 10 年度 300,000,000円 令和 11 年度 300,000,000円 計 900,000,000円 (委託契約を行う学校) 中学校区を基にエリア化を独自に行い、エリア内の下記施設を委託 北中学校区：新町小学校、北中学校 東北中学校区：阪之上小学校、川崎小学校、川崎東小学校、 富曾亀小学校、東北中学校 江陽中学校区：福戸小学校、上川西小学校、江陽中学校 大島中学校区：大島小学校、大島中学校 越路中学校区：越路小学校、越路中学校
保育課	(民生費・児童福祉費・児童福祉総務費) 保育園給食調理業務委託料	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	76,200	長岡市立白山保育園の給食調理業務を複数年にわたり契約するため、債務負担行為を設定するもの (限度額の積算基礎) 令和 9 年度 25,400,000円 令和 10 年度 25,400,000円 令和 11 年度 25,400,000円 計 76,200,000円

議案第 37 号

条例改正の申出について

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部改正を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 8 年 5 月 26 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例
(長岡市立学校設置条例の一部改正)

第1条 長岡市立学校設置条例（昭和39年長岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後		改正前	
別表第2（第1条関係）		別表第2（第1条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
〃 秋葉中	〃 上の原町6番	〃 秋葉中	〃 上の原町6番
〃 吉水353番地	〃 3号	〃 吉水353番地	〃 3号
〃 学校	〃 中学校	〃 学校	〃 中学校
(略)	(略)	(略)	(略)

(長岡市立学校使用条例の一部改正)

第2条 長岡市立学校使用条例（平成17年長岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後							改正前						
別表（第４条関係）							別表（第４条関係）						
１ （略）							１ （略）						
２ 運動場使用料（使用１回につき）							２ 運動場使用料（使用１回につき）						
学校名	屋内運動場			屋外運動場			学校名	屋内運動場			屋外運動場		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
(略)							(略)						
							長岡市立秋葉中学校						
長岡市立栃尾中学校							長岡市立刈谷田中学校						
2,000円 2,500円 3,000円							3,000円 2,000円 2,500円 3,000円						
(略)							(略)						
３ 武道場使用料（使用１回につき）							３ 武道場使用料（使用１回につき）						
学校名	午前	午後	夜間				学校名	午前	午後	夜間			
(略)							(略)						
							長岡市立秋葉中学校						
長岡市立栃尾中学校							長岡市立刈谷田中学校						
700円 900円							700円 900円						
(略)							(略)						
備考 （略）							備考 （略）						

附 則

この条例は、令和11年４月１日から施行する。

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部改正について

1 栃尾地域の小・中学校の再編

保護者と住民が教育環境について協議を重ねた結果により、２段階による学校再編となる。

(1) 経過

- ア. 令和６年度：市は「栃尾地域学校再編検討会」を編成、検討会を６回開催
- イ. 令和７年３月：検討会は市に次の検討をするよう報告
⇒ 令和１０年４月を目途に、３小学校を１小学校及び２中学校を１中学校など
- ウ. 令和７年度：市は保護者と１１回、地域住民と５回の意見交換を行い、次の合意に至る。⇒ 令和１０年に２小学校、令和１１年に１中学校への学校再編
- エ. 議案
 - ・ 令和１０年４月：東谷小と栃尾東小の再編は、令和７年１２月議会で議決
 - ・ 令和１１年４月：秋葉中と刈谷田中の再編は、新たな校名を公募し「栃尾中学校」に内定。再編及び校名議案を令和８年６月議会に上程

(2) 再編内容

- ア. 小学校
 - 令和１０年４月
東谷小は、栃尾東小に再編（３小 ⇒ ２小）し、校舎は栃尾東小を使用
 - 栃尾南小は、保護者と地域住民とで話し合いを継続しており、再編時期は未定
- イ. 中学校
 - 令和１１年４月
秋葉中と刈谷田中を再編し、校舎は刈谷田中を使用
 - 地域で唯一の中学校になるため、ふさわしい新たな校名を公募し「栃尾中学校」に内定。再編及び校名議案を令和８年６月議会に上程

(3) 使用する施設の状況（現存校舎を活用）

- ア. 栃尾東小の校舎：平成２７年大規模改造工事
- イ. 刈谷田中の校舎：令和６年バリアフリー化工事

(4) 児童生徒数

■小学校 人数基準日R7.5.1

	令和 7	R10再編	参考R10
栃尾南小	149	93	93
栃尾東小	241	195	166
東谷小	50		29
計	440	288	

3校⇒2校

■中学校 人数基準日R7.5.1

	令和 7	R11再編	参考R11
秋葉中	134	215	95
刈谷田中	167		120
計	301	215	

2校⇒1校

<参考値：再編しなかった場合の人数>

2 再編・統合に伴う配慮

- (1) 複式学級解消（東谷小）のための教職員等の加配や、各校の交流授業
- (2) スクールバス運行

議案第 38 号

条例改正の申出について

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 8 年 5 月 26 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第5条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第6条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第2項及び第5項、第15条並びに第16条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供される	(保育所等との連携) 第5条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第6条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第2項及び第5項、第15条並びに第16条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供される

よう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所

よう、次に掲げる事項_____

_____に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等

_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所

定員が20人以上のものに限る。)又は
満3歳以上限定小規模保育事業を行
う事業所であつて、市長が適当と認
めるものを第1項第3号に掲げる事
項に係る連携協力を行う施設又は事
業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第12条 家庭的保育事業者等は、法第
34条の16第4項において準用する法
第21条の5の18第4項の規定に基づ
き、児童対象性暴力等（学校設置者
等及び民間教育保育等事業者による
児童対象性暴力等の防止等のための
措置に関する法律（令和6年法律第
69号）第2条第2項に規定する児童
対象性暴力等をいう。以下この条に
おいて同じ。）を防止し、及び児童
対象性暴力等が行われた場合に利用
乳幼児を適切に保護するため、児童
等対象業務従事者（利用乳幼児と接
する業務に従事する者のうち、支配
性、継続性及び閉鎖性のある環境の
下で当該利用乳幼児に接するものを
いう。）に係る犯罪事実確認（同法
第4条第1項に規定する犯罪事実確
認をいう。）その他の必要な措置を
講じなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第17条 家庭的保育事業者等は、次の
各号に掲げる事業の運営についての

定員が20人以上のものに限る。)____

____であつて、市長が適当と認
めるものを第1項第3号に掲げる事
項に係る連携協力を行う施設又は事
業所として適切に確保しなければな
らない。

(1)・(2) (略)

第12条 削除

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第17条 家庭的保育事業者等は、次の
各号に掲げる事業の運営についての

重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員に関する事項（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）</u> (7)～(11) (略) (小規模保育事業の区分) 第26条 小規模保育事業は、その設備、職員の資格、人数等により、小規模保育事業A型、<u>小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>及び<u>小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>に区分する。 (職員) 第28条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は<u>第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務す	重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員に関する事項</u> (7)～(11) (略) (小規模保育事業の区分) 第26条 小規模保育事業は、その設備、職員の資格、人数等により、小規模保育事業A型、<u>小規模保育事業B型</u> <u>及び小規模保育事業C型</u> に区分する。 (職員) 第28条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号<u> </u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務す
---	--

る保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算

定に当たっては、当該事業所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものをいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び

特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保

る保健師、看護師又は准看護師 _____ を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

育を行うに当たって、当該事業所の 保育士（前項ただし書の規定による 支援を行う保育士を除く。）による 支援を受けることができる体制を確 保しなければならない。	
（職員）	（職員）
第30条 （略）	第30条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 前項に規定する保育士の数の算定 に当たっては、当該事業所に勤務す る看護師等 を、 1 人に限り、保育士とみなすことが できる。	3 前項に規定する保育士の数の算定 に当たっては、当該事業所に勤務す る保健師、看護師又は准看護師を、 1 人に限り、保育士とみなすことが できる。
4 第2項に規定する保育士の数の算 定に当たっては、当該事業所に勤務 する特定理学療法士等を、1 人に限 り、保育士とみなすことができる。 ただし、当該特定理学療法士等が保 育を行うに当たっては、当該事業所 の保育士による支援を受けることが できる体制を確保しなければならない。	
5 前2項の規定により看護師等及び 特定理学療法士等のいずれもが保育 を行う場合には、当該看護師等が保 育を行うに当たって、当該事業所の 保育士（前項ただし書の規定による 支援を行う保育士を除く。）による 支援を受けることができる体制を確 保しなければならない。	
（利用定員）	（利用定員）
第34条 小規模保育事業C型を行う事	第34条 小規模保育事業C型を行う事

業所は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数^{の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けなければならない。}

5 前2項の規定により看護師等及び
特定理学療法士等のいずれもが保育
を行う場合には、当該看護師等が保
育を行うに当たって、当該保育所型
事業所内保育事業所の保育士（前項
ただし書の規定による支援を行う保
育士を除く。）による支援を受ける
ことができる体制を確保しなければ
ならない。

(職員)

第47条 (略)

業所は、法第6条の3第10項
の規定にかかわらず、その利用定員
を6人以上10人以下とする。

(職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第47条 (略)

管理する事業主が事業を行う場所に 附属して設置する炊事場を含む。第 4号において同じ。)」とする。 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(満3歳 以上限定小規模保育事業者及び特例 保育所型事業所内保育事業者を除 く。)は、連携施設の確保が著しく困 難であって、子ども・子育て支援法 第59条第4号に規定する事業による 支援その他の必要な適切な支援を行 うことができると市長が認める場合 は、第5条第1項本文の規定にかか わらず、施行日から起算して15年を 経過する日までの間は、連携施設の 確保をしないことができる。 第9条 前2条の規定を適用するとき は、保育士(法第18条の18第1項の 登録を受けた者をいい、<u>第28条第3 項若しくは第4項若しくは第44条第 3項若しくは第4項又は前2条の規 定により保育士とみなされる者を除 く。)</u>を、<u>前2条の規定の適用がな いものとした場合の第28条第2項又 は第44条第2項により算定される保 育士の数</u>の3分の2以 上、置かなければならない。	管理する事業主が事業を行う場所に 附属して設置する炊事場を含む。第 4号において同じ。)」と、<u>同条第4 号中「次号」とあるのは「第48条に おいて準用する第27条第5号」とす る。</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(_____ _____)特例 保育所型事業所内保育事業者を除 く。)は、連携施設の確保が著しく困 難であって、子ども・子育て支援法 第59条第4号に規定する事業による 支援その他の必要な適切な支援を行 うことができると市長が認める場合 は、第5条第1項本文の規定にかか わらず、施行日から起算して15年を 経過する日までの間は、連携施設の 確保をしないことができる。 第9条 前2条の規定を適用するとき は、保育士(法第18条の18第1項の 登録を受けた者をいい、<u>第28条第3 項</u>_____ _____)若しくは第44条第 3項_____ _____)又は前2条の規 定により保育士とみなされる者を除 く。)を、<u>保育士の数(前2条の規 定の適用がないとした場合の第28条 第2項又は第44条第2項により算定 されるものをいう。)</u>の3分の2以 上、置かなければならない。
--	--

(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年長岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、改正後の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の<u>規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）</u>は、適用しない。この場合において、改正前の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の<u>規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	附 則 1 (略) (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の<u>規定</u>は、適用しない。この場合において、改正前の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の<u>規定</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和7年長岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(虐待等の <u>禁止</u>)	(虐待等の <u>防止</u>)
第12条 (略)	第12条 (略)
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u>	
<u>第12条の2 乳児等通園支援事業者</u>	
<u>は、法第34条の16第4項において準</u>	
<u>用する法第21条の5の18第4項の規</u>	
<u>定に基づき、児童対象性暴力等(学</u>	
<u>校設置者等及び民間教育保育等事業</u>	
<u>者による児童対象性暴力等の防止等</u>	
<u>のための措置に関する法律(令和6</u>	
<u>年法律第69号)第2条第2項に規定</u>	
<u>する児童対象性暴力等をいう。以下</u>	
<u>この条において同じ。)を防止し、</u>	
<u>及び児童対象性暴力等が行われた場</u>	
<u>合に利用乳幼児を適切に保護するた</u>	
<u>め、児童等対象業務従事者(利用乳</u>	
<u>幼児と接する業務に従事する者のう</u>	
<u>ち、支配性、継続性及び閉鎖性のあ</u>	
<u>る環境の下で当該利用乳幼児に接す</u>	
<u>るものをいう。)に係る犯罪事実確</u>	

認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) _____利用定員に関する事項

(7)～(11) (略)

（乳児等通園支援事業の区分）

第19条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員に関する事項

(7)～(11) (略)

（乳児等通園支援事業の区分）

第19条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同

法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 (電磁的記録) 第26条 乳児等通園支援事業者及び<u>その乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 (電磁的記録) 第26条 乳児等通園支援事業者及び<u>その</u>職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
--	---

(長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以

下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 (略)	第2章 (略)
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節・第2節 (略)	第1節・第2節 (略)
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (<u>第51条—第52条</u>)	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (<u>第51条・第52条</u>)
第4章 (略)	第4章 (略)
附則 (定義)	附則 (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 (<u>同項第3号に掲げる事業を除く。</u>) をいう。	(6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業_____をいう。
(6)の2 <u>満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 (<u>同項第3号に掲げる事業に限る。</u>) をいう。	_____ _____ _____ _____

(7) ~ (11) (略)

(12) ~ (27) (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の下条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 （略）
（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子ども

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の下条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 （略）
（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子

_____に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定の申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 （略） （<u>特定教育・保育</u>の提供の記録） 第12条 （略） （利用者負担額等の受領） 第13条 （略） 2・3 （略） 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) （略） (3) 食事の提供（次に掲げるものを	<u>どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>当該申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 （略） （<u>教育・保育</u>の提供の記録） 第12条 （略） （利用者負担額等の受領） 第13条 （略） 2・3 （略） 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) （略） (3) 食事の提供（次に掲げるものを
---	--

除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満である者に対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども

77,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イの(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の

除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満である者に対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イの(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の

世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当する者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 教育認定子ども

負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 満3歳以上保育認定子ども

負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ （略）

（4）・（5） （略）

5・6 （略）

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1）～（6） （略）

（7） 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2

世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当する者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ （略）

（4）・（5） （略）

5・6 （略）

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1）～（6） （略）

（7） 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2

項 _____ に規定する<u>選考方法</u> 及び同条第3項に規定する<u>選考の</u> <u>方法</u>を含む。) (8)～(11) (略) (<u>利用定員</u>の遵守) 第22条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、 教育・保育給付認定子どもに対し、 児童福祉法第33条の10第1項各号 (幼保連携型認定こども園である特 定教育・保育施設の職員にあつては、 認定こども園法第27条の2第1項各 号、<u>学校教育法第1条</u>に規定する<u>幼</u> <u>稚園</u>である特定教育・保育施設の職 員にあつては<u>同法</u> _____ 第28条第2 項において準用する認定こども園法 第27条の2第1項各号)に掲げる行 為その他当該教育・保育給付認定子 どもの心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所 に限る。以下この条において同じ。) が<u>教育認定子ども</u> _____ _____ に対し、特別利用保育 を提供する場合には、法第34条第1 項第3号に規定する基準を遵守しな ければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規 定により特別利用保育を提供する場	項及び第3項に規定する<u>選考方法</u> _____ _____を含む。) (8)～(11) (略) (<u>定員</u> _____ の遵守) 第22条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、 教育・保育給付認定子どもに対し、 児童福祉法第33条の10第1項各号 (幼保連携型認定こども園である特 定教育・保育施設の職員にあつては、 認定こども園法第27条の2第1項各 号、<u>幼稚園</u> _____ である特定教育・保育施設の職 員にあつては<u>学校教育法</u>第28条第2 項において準用する認定こども園法 第27条の2第1項各号)に掲げる行 為その他当該教育・保育給付認定子 どもの心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所 に限る。以下この条において同じ。) が<u>法第19条第1号</u>に掲げる<u>小学校就</u> <u>学前子ども</u>に該当する教育・保育給 付認定子どもに対し、特別利用保育 を提供する場合には、法第34条第1 項第3号に規定する基準を遵守しな ければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規 定により特別利用保育を提供する場
--	---

合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども

____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども

____の
総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども

____」
とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、

合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの
総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」
とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前

り定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども

の総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども

の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条

り定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条

の総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条

第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 （略）

- 2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。
-
-
-
-
-
-
-
-

第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 （略）

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもと

	し、 <u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るもの</u> にあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
(1) <u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u>	
(2) <u>事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u>	
3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> (正当な理由のない提供拒否の禁止等)	 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）

は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者

は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章

において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u> <u>選考するものとする。</u>	_____ _____ _____
<u>4</u> <u>前2項</u>の特定地域型保育事業者は、<u>前2項に規定する選考の方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	<u>3</u> <u>前項</u>の特定地域型保育事業者は、<u>前項の選考方法</u>_____をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
<u>5</u> 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>_____に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)	<u>4</u> 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>_____に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)
第40条 (略)	第40条 (略)
2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>_____に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)	2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>_____に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)
第41条 特定地域型保育事業者は、特	第41条 特定地域型保育事業者は、特

定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7

定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者

_____により
特定地域型保育

において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

7 前項（第2号に該当する部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）
は、第1項本文の規定にかかわらず、
連携施設の確保に当たって、同項第

る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

7 前項（第2号に該当する部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）

であって、
市長が適当と認めるものを第１項第
３号に掲げる事項に係る連携協力を行
う施設又は事業所として適切に確保
しなければならない。

(1) · (2) (略)

<u>3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u>	
<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>10</u> 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>同項第1号及び第2号</u>に<u>係る連携協力を求めることを要しない。</u>	<u>9</u> 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>第1項第1号及び第2号</u>に係る連携協力を求めることを要しない。
<u>11</u> (略)	<u>10</u> (略)
<u>12</u> (略)	<u>11</u> (略)
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
2～6 (略)	2～6 (略)
(運営規程)	(運営規程)
第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければ	第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければ

ればならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（<u>第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。</u>） (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (<u>利用定員</u>の遵守) 第48条 (略) (記録の整備) 第49条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる	ればならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（<u>第39条第2項に規定する選考方法</u> _____を含む。） (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (<u>定員</u>の遵守) 第48条 (略) (記録の整備) 第49条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる
--	---

記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子ども

_____を除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第1項

_____中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各

記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」

と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える

号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども

_____に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども

_____及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

_____ものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者
_____が

法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学

_____を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項_____において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項_____を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章_____において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)

_____」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

_____に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」と

給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者

_____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」と

あるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。	あるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。
<u>第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u>	
<u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u>	
<u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項</u>	

及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定

める基準により算定した費用の額」
と、同条第3項中「前2項」とある
のは「前項」と、同条第4項中「前
3項」とあるのは「前2項」と、「掲
げる費用」とあるのは「掲げる費用
及び食事の提供（第13条第4項第3
号ア又はイに掲げるものを除く。）
に要する費用」と、同条第5項中「前
4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3
歳以上限定小規模保育事業者を除
く。以下この条において同じ。）が
満3歳以上保育認定子ども

_____に対し特定利用地域型保
育を提供する場合には、長岡市家庭
的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例に定める基準を
遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の
規定により特定利用地域型保育を提
供する場合には、当該特定利用地域
型保育に係る満3歳以上保育認定子
ども

_____及び特
定地域型保育事業所を現に利用して
いる満3歳未満保育認定子ども

_____（第51条第1項の規定に
より特別利用地域型保育を提供する
場合にあつては、当該特別利用地域

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者

_____が

法第19条第2号に掲げる小学校就学
前子どもに該当する教育・保育給付
認定子どもに対し特定利用地域型保
育を提供する場合には、長岡市家庭
的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例に定める基準を
遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の
規定により特定利用地域型保育を提
供する場合には、当該特定利用地域
型保育に係る法第19条第2号に掲げ
る小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子どもの数及び特
定地域型保育事業所を現に利用して
いる同条第3号に掲げる小学校就学
前子どもに該当する教育・保育給付
認定子ども（前条第1項 _____の規定に
より特別利用地域型保育を提供する
場合にあつては、当該特別利用地域

型保育の対象となる教育認定子ども

_____)を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる、満3歳以上保育認定子ども

_____)（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及

型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者

_____)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

_____)（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及

び満3歳以上保育認定子ども（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。
--	---

（長岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 長岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年長岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（一般原則） 第2条 （略） 2 特定乳児等通園支援事業者は、<u>その提供する特定乳児等通園支援</u>を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければな	（一般原則） 第2条 （略） 2 特定乳児等通園支援事業者は、<u>当該特定乳児等通園支援事業者</u>を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければな

らない。

3 (略)

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3条 特定乳児等通園支援事業者は_____

_____、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情

らない。

3 (略)

4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

(1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども

(2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者_____を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情

を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育_____

_____及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育_____

_____との円滑な接続に資するよう、

を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者_____
_____の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者_____
_____の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される_____
_____特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。)及び_____
_____特定地域型保育(法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。)との円滑な接続に資するよう、

乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(支払)

第12条 (略)

2 (略)

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4・5 (略)

(揭示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の

乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(支払)

第12条 (略)

2 (略)

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4・5 (略)

(揭示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の

申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。
（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 （略）

（電磁的記録等）

第33条 （略）

2～5 （略）

申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。
（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者___を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 （略）

（電磁的記録等）

第33条 （略）

2～5 （略）

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載

事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。	事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の改正規定及び第3条中長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の2の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例等の一部改正について

1 改正理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 104 号）の公布等により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）等が一部改正されたことに伴い、当該条例について所要の改正を行うもの

2 改正条例

- ・長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ・長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・長岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

3 主な改正内容

- ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に向けて、関係条文を追加する。
- ・家庭的保育事業所等において、要件を満たす場合には、理学療法士等を 1 人に限り、保育士とみなすことができるよう改正する。

4 施行期日

公布の日

ただし、第 1 条中「長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第12条の改正規定及び第 3 条中「長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第12条の 2 の改正規定は、令和 8 年12月25日から施行する。